

「心といのちを考える会」会則

(名称)

第1条 この会は、「心といのちを考える会」と称し、事務局は会長が定める場所（秋田県山本郡藤里町藤琴3）に置く。

(目的)

第2条 この会は、藤里町の精神保健福祉の推進に寄与し、自殺の未然防止のための活動を行い、安心して住める地域づくりを行うことを目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 一 心の悩みに関する理解と、対処の方法を探る。
- 二 各関連機関との情報交換の場とする。
- 三 心の癒される講演等の企画、参加の働きかけ。
- 四 自殺防止に関する学校教育への提言を行う。

(会員)

第4条 この会は、藤里町に在住する「心といのちを考える」有志者で組織する。

(役員)

第5条 この会には、会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計1名、会計監査若干名を置く。

- 1 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 事務局長は、会議を開催するとき会員を招集し、会議の内容などを記録する。

(任期)

第6条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

(会議)

第7条 会議は、月1回程度会長が召集し、必要に応じて臨時開催をすることができる。

(年会費)

第8条 この会の円滑な運営のため、年会費として正会員2,000円、賛助会員3,000円を徴収する。

(会議の準備)

第9条 会議を開催するとき、会員は班を編成し連番制で会議の準備、片付けを行うこととする。

附則

この会則は、平成12年10月1日から施行する。

この会則は、平成15年4月21日改正する。(第5条、第8条及び第9条の一部改正)

この会則は、平成17年4月25日改正する。(第1条、第5条の一部改正)

この会則は、平成28年4月28日改正する。(第8条の一部改正)